

新飯田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日 策定

平成29年 9月 1日 改訂

1 いじめ防止に向けた基本方針

(1) いじめ防止の基本理念

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権問題である。子どもたち一人一人が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを未然に防ぎ、根絶するための具体的、効果的な取組を地域や家庭、関係機関と連携し、情報を共有しながら全校体制で指導に当たる。

(2) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

(3) 学校及び教職員の責務

学校は、いじめが行われることなく、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止のための対策を講じる。また、教職員は、チーム一丸となり、全力をあげていじめの未然防止と早期発見・早期対応、さらに再発防止等、いじめ防止に努める。

(4) いじめに対する基本となる事項

(1) 日常的にきめ細かな観察と職員間の情報交換を行うことにより、いじめの前兆を未然に把握する。

(2) いじめの前兆などを確認した時は、速やかに、学級担任だけでなく、組織的に全校体制で対応する。

(3) いじめ問題の解決に当たっては、校内だけでなく、教育委員会を始め外部専門機関と連携を密にし、指導と支援を受けながら適切に対処する。

（白南中学校区いじめ防止連絡協議会）

2 「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」

いじめ防止対策推進法（以下、法という。）第22条の規定により、当校に、以下の組織を置く。

新飯田小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- ① 校務分掌上に、「いじめ防止対策推進委員会」を置く。（平成26年度より）
 - ・ 構成委員：校長，教頭，教務主任，生活指導主任，当該学級担任，養護教諭を中心に，スクールカウンセラー，特別支援教育コーディネーターなどをメンバーとして設置する。またメンバーは，事案等に応じて柔軟に対応することも考える。
- ② 「校内いじめ対応ミーティング」の開催
 - ・ 発生したいじめに対し，管理職を含む関係者（最小限の人数）で迅速に開催し，適切に対処する。構成メンバーは，管理職，生活指導主任，いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任，その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる。

3 「学校におけるいじめ防止等に関する措置」

（①いじめの未然防止 ②早期発見 ③いじめに対する措置）

（1）いじめの未然防止について

- ① いじめ防止に主体的に取り組む学級づくり
- ② 思いやり，生命・人権尊重，友情・信頼についての学習の推進
 - ・ 道徳の時間や学級活動，特別活動など，学校教育全体を通して，思いやりや生命・人権の尊重，友情・信頼についての学習を推進する。
- ③ 自己有用感の育成（居場所づくり）
 - ・ 日常的に，児童・教師ともにそれぞれの児童のよさを認め合うことにより「自己有用感」を高めるとともに，学級においてそれぞれの児童の居場所づくりに努める。
 - ・ 学級担任以外でも，委員会活動やクラブ活動，特別活動などにおいて，共感的理解に努め，賞賛したり肯定的な声かけを行ったりして，それぞれの児童のよさを見取り，児童の自己有用感を高める。
- ④ 教職員間の連携強化
 - ・ 教職員間の日常的情報交換を密にし，いじめの兆候に常 校童の置の の催常めじ え

- ・ 教育相談の結果，生活指導主任や養護教諭など他の職員の支援や，家庭への連絡が必要な場合は，管理職を含む関係者で情報を共有し，速やかに対処する。
- ⑥ 教職員によるいじめを助長しない言動
 - ・ 日常的に，いじめを助長しないように，教職員の言動に十分留意する。
- ⑦ 奉仕活動の実施
 - ・ 通年の校舎清掃活動はもちろん，P T Aの運動会前の除草活動等，地域と協力しながら，児童の奉仕活動を推奨・推進する。
- ⑧ 自然体験活動の実施
 - ・ 自然体験活動で自然にふれあい，美しさを感じたり感動を得させたりすることにより，人間の力を超えたものに対する畏敬の念を感得させるとともに，人間の温かさや優しさに気付かせる。

<例>

1年	加茂山公園への秋探検	4年	社会・理科・総合学習などでの校外学習等
2年	加茂山公園への秋探検	5年	新潟県少年自然の家での自然教室
3年	社会・理科・総合学習などでの校外学習等	6年	佐渡島への修学旅行

(2) 早期発見について

- ① 健康観察
 - ・ 毎朝の健康観察を着実に実施し，心身の健康状況を詳しく把握する。異変の前兆を見つけた場合は，疑わしい場合も含めて早めに関係職員に報告・連絡・相談する。
- ② 日常的な教職員の声かけ
 - ・ 廊下でのすれちがいや，見回りなど，普段の何気ない学校生活において，教職員は積極的に児童に声をかけるようにし，ちょっとした異変や前兆に早期に気付くようにする。
- ③ 教職員の情報交換
 - ・ 日常的に，学級を超えた全校児童の行動や様子などについて互いに情報を交換することにより，いじめの早期発見に努める。
 - ・ 週末に行う「職員終会」や，年間3回行う「子どもを語る会」で，気になる児童について，積極的に情報交換を行い，共通理解を図り，互いに支援し合う。
- ④ 必要に応じた「いじめ防止対策推進委員会」の開催
 - ・ 状況に応じて，「いじめ防止対策推進委員会」を開き，状況を詳細に把握するとともに解決方法を検討する。
- ⑤ アンケート・教育相談の実施
 - ・ 「子ども生活アンケート」を年間3回実施し，人間関係や生活上の悩みなどがないか，細かくチェックする。児童が記入した用紙については，複数の教職員で即日チェックする。その後，教育相談を行う。必要に応じて，家庭に連絡を取り実態を早期に把握するように努める。

- ・ アンケートなどの調査用紙（原本）は、児童が卒業するまで保管する。また、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒業後5年間保存する。なお、重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料を確実に保管する。

⑥ 個人面談（問題発生時）

- ・ 人間関係などのトラブルが発生した場合は、個人面談を実施し、状況を把握するとともに、解決策を探る。名前の挙がった相手方の面談も行う。
- ・ 学級担任一人で抱え込まずに、生活指導主任や学年部の同僚、養護教諭、教頭、校長など周りの職員の支援・協力を求め、組織的・全校体制で取り組む。

⑦ 学級経営における生活ノートなどの活用

- ・ 必要に応じて、日常的に児童と学級担任との間で生活ノートの類を交換することにより、生活について把握しておくことも考えられる。（個人情報の扱いについては十分に注意する。）

（3） 即時対応について

① 組織的・全校体制での対応

- ・ 方針が決定したら、校長の指示のもと、「迅速・協働・人権に配慮」を念頭に、対応に当たる。（指示系統は一つ）
- ・ 各教職員は、情報を共有しながら互いに十分連携して対応する。

（報告・連絡・相談）

② 家庭や地域との連携

- ・ 当事者の家庭はもちろん、地域とも連携し、協力を得ながら対応する。
- ・ 各家庭の保護者等との2次的なトラブルに十分留意し、保護者の言うことを十分丁寧に聴きながら、対応する。

③ 外部専門機関（南区教育相談室等）との連携

- ・ 校長の指示のもと、外部専門機関（学校医、医療機関を含む）と連携し、支援を受けながら適切に対応する。

④ 事例の適切な記録

- ・ 正確な記録を取っておくようにする。

（4） 解消の適切な判断

加害行為が相当期間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。「相当期間」は3か月を目安とする。

（5） その他

- ① 当事者の人権について、十分に配慮する。
- ② 個人情報の漏洩には、十分に注意する。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防止し、効果的に対処できるように啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
例 ・ 児童が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な障害を負った場合
・ 金品等で重大な被害を負った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 被害を受けた児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の動き

- ① 重大事態にかかわる情報を収集・整理し、いじめの概要を的確に把握するとともに、その概要を速やかに市教委学校支援課へ報告し、その後の対応、調査などについて連携して対応にあたる。
- ② いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対応にあたる。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 自殺につながる可能性がある場合の対応

自傷行為や「死にたい」などのつぶやきがあった場合は、児童の思いや願いを傾聴すると共に、速やかに市教委学校支援課へ報告し、その後の対応などについて連携して、迅速・適切に対応する。